

平成三十年三月十三日受領  
答弁第一一四号

内閣衆質一九六第一一四号

平成三十年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員城井崇君提出オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「私立大学をはじめとする私立学校が取り組んでいる育成・支援活動等」は様々であり、その目的や意義について一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「オリンピック・パラリンピックに関する大会エングレムや大会名称を始めとする知的財産の使用」の在り方については、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において検討されるものである。もともと、政府としては、各委員会において国民の理解が得られるよう適切な対応を行うことが望ましいと考える。